

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定より、下記のとおり公告する。

令和8年7月15日

丸森町長 保 科 郷 雄



記

第 1 条件付き一般競争入札に付する事項

工 事 名 8道改第5号

雉子尾山屋敷線（三代河原橋）橋梁下部工新設工事

施 工 場 所 丸森町大内字三代河原ほか 地内

工 期 工事請負契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

工 事 概 要

橋長

L= 92.3m

幅員

W= 7.0m

橋梁下部工

橋台工 逆T式橋台

N= 1基

支 払 条 件 前払い 有（40%以内）

中間払い 有（20%以内）

入 札 方 法 制限付き一般競争入札（価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する、特別簡易型総合評価落札方式を適用）

第 2 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 1 令和8年度において、丸森町から建設工事競争入札参加資格の承認を受け、次に掲げる条件を満たす者であること。
- 2 丸森町、角田市、白石市内に本社（店）又は営業所等を有すること。
- 3 過去5年間に国又は地方公共団体等が発注した土木一式工事を元請けとして受注した実績があること。
- 4 丸森町が承認した建設工事競争入札参加資格における等級が、土木工事A等級以上（本社（店）を丸森町内に有する場合はB等級以上）であること。
- 5 特定建設業の許可を受けていること。
- 6 宮城県及び丸森町から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 7 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- 8 丸森町契約に関する暴力団等排除措置要綱の規定により、次に掲げる措置要件に該当するものでないこと。

- (1) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤役員を含む役員並びに支配人及び支店若しくは営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者）が暴力団員であるとき又は暴力団員が経営に事実上参加していると警察から通報があり、又は警察が認めた者

- (2) 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の威力又は暴力団関係者を利用してたと警察から通報があり、又は警察が認めた者
 - (3) 暴力団、暴力団関係者又は暴力団若しくは暴力団関係者が経営若しくは運営に関与していると認められる法人や組合等に資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると警察から通報があり、又は警察が認めた者
 - (4) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると警察から通報があり、又は警察が認めた者
 - (5) 暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると警察から通報があり、又は警察が認めた者
- 9 土木工事の経験を有する監理技術者を当該工事現場に専任で配置できること。
- 10 当該工事に係る仕様書、設計図書を閲覧し、閲覧確認書を提出すること。
※閲覧確認書の提出がない場合は、入札に参加できません。
- 11 その他丸森町建設工事条件付一般競争入札実施要綱及び丸森町建設工事総合評価落札方式要綱によるものとする。
- 12 総合評価落札方式における価格以外の評価に必要な書類（以下「総合評価技術資料」という）を提出すること。

第 3 総合評価項目及び落札者決定基準

総合評価落札方式における評価項目及び評価基準並びに落札者決定基準は、丸森町総合評価落札方式落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という）による。

第 4 総合評価に必要な提出書類

- 1 総合評価技術資料について、別記様式 1 から別記様式 4 に必要事項を記入し確認資料を添えて、**申請時**までに提出すること。
- 2 総合評価技術資料は、入札参加の審査・評価以外に使用しない（当該総合評価技術資料を提出した入札参加者の承認を得た場合を除く）。
- 3 総合評価技術資料は、返却しない。
- 4 総合評価技術資料は、差し替え、再提出を認めない。
- 5 総合評価技術資料の提出がないもの及び同資料に記載がないものの入札は無効とする。
- 6 総合評価技術資料の記載内容が不明若しくは確認の必要があると認められる場合には、配置予定の技術者に対してヒアリングを実施することがある。
- 7 提出を求める総合評価技術資料の作成に係る費用は、入札参加者の負担とする。

第 5 入札参加資格の確認等

入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の審査及び資格承認をうけなければならない。

- 1 提出書類
 - (1) 入札参加資格承認申請書（様式第 1 号）
 - (2) 上記(1)の申請書に次の書類を添付すること。
 - イ. 令和 8 年度の丸森町競争入札参加資格承認書の写し
 - ロ. 建設業法第 27 条の 23 に規定する経営事項審査結果通知書の写し

ハ. 当該工事の開札日の属する年度の直前5ヶ年度及び入札公告日まで
に完成し引渡しが完了した契約額**5千万円以上の土木工事**で、国、
県、市町村、特殊法人の発注した工事（共同企業体としては出資
比率20%以上の場合のものに限る。）を締結し、かつ、これらを
すべて誠実に履行したことを確認できる書類の写し

2 入札参加資格承認申請書の受付期間及び提出場所

- (1) 受付期間 令和8年7月15日（水）から令和8年7月27日（月）までの土曜日、
日曜日及び祝祭日を除く日の午前8時30分から午後5時00分までとする。（正午か
ら午後1時までを除く。）
- (2) 提出部数 1部持参すること。（郵送での受付は認めない。）
- (3) 提出場所 丸森町役場 2階 建設課

第 6 申込書類及び落札決定基準の配布場所及び期間

1 配布場所

丸森町役場 2階 建設課
（丸森町のホームページからも入手可）

2 配布期間及び時間

令和8年7月15日（水）から令和8年7月27日（月）までの土曜日、日曜日及び祝祭
日を除く日の午前8時30分から午後5時00分までとする。（正午から午後1時までを除
く。）

第 7 参加資格の審査等

入札参加資格の審査結果については、入札参加資格確認書（適格者用・不適格者用）を令和
8年8月3日（月）までに申請者に通知する。

第 8 設計図書の閲覧等

当該工事にかかる仕様書、図面（以下「設計図書等」という。）は、次のとおり閲覧に供す
るものとする。

1 閲覧期間及び時間

令和8年7月15日（水）から令和8年7月30日（木）までの土曜日、日曜日及び祝祭
日を除く日の午前8時30分から午後5時00分までとする。（正午から午後1時までを除
く。）

2 丸森町役場 2階 建設課

- 3 閲覧期間中において、希望者に対し設計図書等を2日間を限度として貸出しするもの
とする。この場合において貸出しを希望する者は、備え付けの閲覧確認書に記名押印の
うえ、貸出しを受けること。

第 9 設計図書等に対する質問について

設計図書等について質問がある場合は、閲覧場所に備え付けてある質問書に記入し、丸森町
建設課へ提出すること。

1 質問書の受付期間及び時間

令和8年7月15日（水）から令和8年7月27日（月）までの土曜日、日曜日及び祝祭
日を除く日の午前8時30分から午後5時00分までとする。（正午から午後1時までを除
く。）

2 回答書の閲覧期間及び時間

令和8年8月3日（月）の午前8時30分から午後5時00分までとする。
（正午から午後1時までを除く。）

第 10 入札執行の日時及び場所等

1 日 時

令和 8 年 8 月 6 日（木）午前 9 時 30 分

2 場 所

丸森町役場 3 階 302 会議室

第 11 入札方法等

- 1 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の**100分の10**に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の**110分の100**に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 開札して、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとし、再度入札執行回数は、2 回を限度とする。
- 3 入札は 1 者以上の参加で執行する。
- 4 所定の時間までに、入札会場に入れないものは失格とする。

第 12 入札保証金

入札保証金は、免除とする。

第 13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- 1 本公告に示した入札参加資格を有しない者が入札したとき。
- 2 同一件名の入札において、入札者等が 2 以上の入札をしたとき。
- 3 入札書に必要な事項を記載しなかった入札
- 4 入札の時点において、丸森町の指名停止期間中にある者又は第 2 に掲げる資格を有しなくなった者のした入札
- 5 郵送、電報又はファクシミリによる入札
- 6 虚偽の入札参加資格確認申請等を行ったとき。
- 7 その他、入札に関する条件に違反した入札

第 14 工事費内訳書の提出について

- 1 第 1 回目の入札に際し、第 1 回目の入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。ただし、再度入札の際は不要とする。なお、一回目の入札書の金額と一致しない工事費内訳書を提出した場合は、失格とする。
- 2 工事費内訳書の様式は自由であるが、内容については、数量、単価、金額等を最低限記載すること。
- 3 工事費内訳書は、返戻しない。

第 15 低入札価格調査

調査基準価格と失格基準価格の範囲で入札した者（以下「低価格入札者」という。）については、低入札価格調査を実施する。低入札価格調査の方法等は、「丸森町低入札価格調査実施要綱」によるものとし、低価格入札者は、調査に協力しなければならない。

第 16 落札者の決定等

- 1 予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者を総合評価対象者とし、落札者決定基準に基づき落札候補者を決定する。
- 2 落札決定者には、令和 8 年 8 月 10 日（月）までに落札決定を通知するものとする。

第 17 契約保証金

契約保証金は、請負契約金額の10分の1以上の金額とする。

第 18 契約の締結

5千万円以上の請負契約予定金額の場合は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年丸森町条例第15号）の規定により、町議会の議決を経てから契約の効力が生じることになるので、それまでは仮契約の締結となる。

第 19 配置する技術者の取扱い

落札者は、総合評価技術資料の別記様式3「主任（監理）技術者等の資格・工事实績」に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。

また、当該工事が完了するまで、原則として技術者の変更は認めない。

第 20 その他

1 入札参加者は、上記事項を遵守しなければならない。

2 その他不明な点についての照会先は次のとおり。

丸森町役場 建設課 道路管理班

住 所：宮城県伊具郡丸森町字鳥屋120番地

電 話：0224－72－3030（直通）

FAX：0224－72－3042